

厚生科学審議会疾病対策部会について（活動状況）

平成23年9月26日現在

1 所掌事務

厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）第6条に基づき、厚生科学審議会の下に、特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

（1）疾病対策部会

平成13年2月23日の第1回会議において、部会長の選出、委員会の設置、部会運営細則等について決議。

（2）臓器移植委員会

臓器移植に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年2月から本年9月までに37回開催され、ガイドラインやレシピエント選択基準の改正のほか、臓器移植法に関わる今後の課題について検討した。

（3）リウマチ・アレルギー対策委員会

リウマチ・アレルギー疾患対策に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年4月から本年6月まで5回開催され、今後のリウマチ・アレルギー疾患対策について議論を行った。

（4）クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会

クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年から平成20年7月までに13回開催され、患者の発生状況の確認と報告等を行った。

（5）難病対策委員会

難病対策に関する専門的事項について調査審議するために設置。

平成13年9月から本年9月までに13回開催され、今後の難病対策等について議論を行った。

（6）造血幹細胞移植委員会

造血幹細胞移植に関する専門的事項について調査審議するため設置。

平成14年3月から昨年8月までに31回開催され、骨髄バンク事業への末梢血幹細胞移植の導入等、骨髄バンクやさい帯血バンク事業に関する事項について検討を行った。